段戸川倶楽部　要綱

（目的）

第１条　釣り人の参加と連携による持続可能な段戸川キャッチアンドリリース区間（以下C&R区間）の構築を推進し、C&R区間の保護及び適正な利用、保全に関する意識の高揚を図るため、段戸川倶楽部を置く。

（定義）

第２条　この要綱において、C&R区間とは名倉川漁業共同組合（以下漁協）が漁業権を免許され、増殖及び管理を行う段戸川のうち遊漁規則により定めされたキャッチ＆リリース区間をいう。

（活動）

第３条　段戸川倶楽部会員（以下、会員）は、釣り場を巡視し、次の各号に掲げる活動を行う。

(1) C&R区間の遊漁者に対し、遊漁券携行の有無を確認、未携行の場合には指定の連絡先に通報を行う。

(2)C&R区間の遊漁者に対し、遊漁規則を遵守しているかの確認、違反している場合には指定の連絡先に通報を行う。

(2) C&R区間に関する状況について情報を提供すること。

(3) C&R区間の保全に関し、必要な活動を行うこと。

（委嘱）

第４条　会員は、次の各号に該当する者で段戸川倶楽部申込書（様式第◯号）を提出したものの中から、漁協が委嘱する。

(1) ボランティアとして､C&R区間の指導にあたる熱意があること。

(2) 少なくとも5日以上C&R区間の巡視のできる者

(3) 連絡会議(年2回程度)に原則として出席できる者

(4)倶楽部会員として既に活動している者にあっては、規定の活動報告書提出実績があること（期間が１年に満たない者を除く）。

(5) 年齢20歳以上の者

（定員）

第５条　会員の定員は定めない。

（委嘱期間）

第６条　委託期間は各年２月１日～１２月３１日の１１カ月とする。

（委嘱の取消し）

第７条　漁協は、段戸川倶楽部会員（以下、会員）が次の各号のいずれかに該当する場合には、その委嘱を取り消すことができる。

(1)本要綱に定める活動を怠り、又は会員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(2) 本人又は親族から会員を辞退する旨の申出があった場合

(3) 転居等により、本人との連絡が取れなかった場合

（報酬）

第８条　会員は無報酬とする。

（留意事項）

第９条　会員は、次の各号に掲げる事項に留意して、活動に当たらなければならない。

(1) 巡視に当たっては、会員専用遊漁券を腕章にセットし着用すること。

(2) 指導に際しては、利用者の人格を尊重し、差別的な取扱いや、不快の念をいだかせることのないように柔軟な態度で接すること。

（運営）

第１０条　漁協は、会員の意識及び資質の向上のため、研修会等を行う。

第１１条　会員は毎年の更新ごとに1000円の「段戸川倶楽部活動資金」の支払いを行う。

漁協は段戸川倶楽部活動資金をC&R区間に対しての放流、環境改善/保全、会員満足度の向上等に利用し、その使用用途を会員に毎年報告するものとする。

（報告）

第１２条　会員は、当年内の活動状況に関する段戸川倶楽部活動報告書を作成し、１１月３０日までに、漁協へ提出することとする。ただし、緊急を要する情報については、速やかに報告するものとする。

漁協は、会員からの報告に対しては、適宜対応するとともに、必要に応じその結果を会員に報告するものとする。

（補則）

第１３条この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。